

回答自治体名： 栃木県 塩谷町

担当課室： 総務課 指定廃棄物処分場対策班

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

**【町の意見】**

放射性物質汚染対処特措法は、議員立法により平成23年8月26日可決成立、同年8月30日公布、平成24年1月1日から全面施行されました。当時は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質(事故由来放射性物質)による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響があることから、速やかに低減することが喫緊の課題でありました。福島第一原発事故によって大量の放射性物質が環境中に放出され、福島県を中心に広範囲にわたって環境汚染が生じましたが、特措法制定以前は、我が国には、このような事態に対応する法律が、存在していなかったと認識しております。早急に対応しなければならないため、混乱の中で冷静な判断が難しい中で、良く内容等を精査せずには作らざるを得なかった法律であると理解しております。このため、特措法附則第5条において、「法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況において検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」と規定されているのではないのでしょうか。

また、特措法に基づく基本方針が平成23年11月11日に閣議決定され、指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行うとされております。このことを受けて、環境省は、平成24年3月30日に指定廃棄物の今後の処理の方針として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県(栃木、茨城、宮城、群馬、千葉県の5県)では、平成26年度末を目途として、国が必要な処分場等を集約して設置するとした内容を公表しております。

しかしながら、法律ができてから3年が経過した今、なぜいずれの県にも、最終処分場が出来ないのでしょうか。住民の理解が得ることが出来ないのでしょうか。それは、根本的に法律の本質を見直し、検討する必要があるからだと考えています。3年を経過する前の昨年末から、内閣総理大臣、環境大臣、環境副大臣等が、見直しをしないと断言しているようですが、私たち末端市町村で行政に携わっている者からすれば、民意を軽視・無視していると言わざるを得ません。国は、地元の住民、自治体等の意見等に対

し、真摯に耳を傾け対応すべきであると思います。塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が行った署名活動においては、特措法の基本方針の見直しに対して全国から本町の人口の約15倍にあたる18万人近い人の署名が集まっております。これだけの国民の民意を無視しても良いのでしょうか。

「県内処理」という基本方針が、策定された当時は、事故後の混乱期の真最中でありました。もし、このまま「県内処理」が実施されれば、それが前例となってしまう、悪しき慣例になってしまいます。また、万が一今後、同じような事故が発生した場合、日本国中が最終処分場だらけになり、放射能に汚染された国になってしまいます。今、真に後世に禍根を残さないために、基本方針の見直しをするべきではないでしょうか。住民一人一人の立場に身を置いて、私たちの思いを汲んでいただき、政策及び法律の見直しをされますよう、心よりお願い申し上げます。

### 《町の考え方》

この問題の解決方法については、基本的には国内1カ所に処分場を建設し、集約する事であると考えておりますが、現段階では市町村レベルでその論議をしても結論を導き出すことは難しいと考えていますし、国にそのような考えを理解してもらうことも時間を要すると考えています。それらを踏まえると第1段階としては、暫定的に強固な施設による一時保管をして、その間に放射性物質の処理技術の研究成果を踏まえた上で対応策を考えるべきであり、その後の第2段階において、国内1カ所に集約すべきであると思います。住民の理解が得られない現状において、県内1ヶ所の集中処理が現実には困難である状況を考えれば、セシウム濃度が減衰するのを待って対応するのが現実的であると考えられます。特措法に基づく基本方針による最終処分場の県内1ヶ所の設置について、住民の理解を得るに至るには困難な道のりであることが予想されます。国は、責任を持って対応するとのことでありますが、最終処分場の設置の合意形成はスムーズに事が進まないでしょう。よって、指定廃棄物の安全な処分方法が確立されるまでの暫定的な一時保管も考えるべきではないでしょうか。現在、仮置きされている指定廃棄物をより強固で安全な状態に保ち、一時保管を継続して、処分方法の確立時期を待つことが、今考えられる最良の方法ではないでしょうか。当然、国においては、指定廃棄物の処理に係る技術開発や実用化に向けた取組を強化していただきたいと考えます。その後の第2段階において、国内1カ所に集約すべきではないでしょうか。

その議論になった場合、必ず福島県への対応の問題が出てきますが、ここで重要なのが、福島県で処分するという概念をなくすことです。自分のふるさとを失う人が出てしまう心苦しい選択にはなるとは思います。福島原発事故により自分のふるさとを離れなくてはならない被災者の方々の生活再建と補償を国が真摯に早急に行い、それとともに福島第一原発周辺の放射線量を調査し、長期にわたる帰還困難地域を国が明確にするこ

とを前提に、帰還困難地域であると国が明確にした場所を「放射能処分特区」等に位置づけ、しばらくの間は国の直轄管理地とし、福島県から切り離して考えることが必要ではないかと思えます。本来であれば事故直後にこういった措置を素早く行うことが求められており、そのことが実現されていれば、こんなにも福島県を始めとした関係する県・市町村に混乱を起こさせないで済んだのではないかと考えています。今からでも、遅くはないと思えますので、国のリーダーシップの元に、現実を見極め、真実を国民に伝え、どのような方法が真の解決になるのか考えていただきたいと切に願います。

#### 《住民から寄せられている意見 H26.12～H27.4 調査》

塩谷町が広報紙で呼びかけて、塩谷町民からの最終処分場に対する意見を集約しましたので、その内容を列記いたします。

- ・特措法の基本方針を閣議決定したのは、民主党政権だと認識しております。その後、政権交代があり、この問題に反対していた自民党が担うことになりましたが、なぜ、現政府（自民党）は、見直しをしないのですか、見直ししないことに固執するのですか。
- ・遮断型といえども、コンクリートの経年劣化は避けられない。
- ・「安全神話」はない。いかなる技術であれ、「絶対安全安心」はない。
- ・事故による放射性物質が流失すると、那珂川流域から太平洋の広範囲に汚染拡大する恐れがある。
- ・指定廃棄物処理の原則と責任者について、もう一度考えてください。それは、汚染地域を拡大しないことや集中管理することです。
- ・今、人口減少に伴い地方創生が叫ばれていますが、それとは、逆の方向になっております。更には、低線量放射線の子ども達への影響を懸念する若い人口流失は避けられない状況にあります。最終処分場が出来ると、町そのものの存続の危機です。
- ・現在、保管が逼迫していると言うのであれば、より頑丈で安全な仮置き場の保管にすべきである。（最終処分場が出来ていないのだから）
- ・実際に造るとなると、何年もかかるのでは。それならば、今の保管状態をより強固なものにしましょうよ。
- ・仮置き場、暫定保管、一時保管等のままでお願いできないのか。
- ・本当に町民の合意（同意）が得られないと詳細調査は入らないのか。環境省が信じられない。
- ・候補地の寺島入が取り消しになった場合、白紙になるのですか。それとも、次に評価点数が高いところになるのですか。
- ・子どもがいる若い母親から、もし、処分場が出来たら町外に転出するという声がある。
- ・なぜ、そもそも各県に設置しなければならないのか。「特措法できめられたから」で

はなく、なぜそのような「特措法」を定めたのですか。

- ・「県内処分」ではなく、現状を考えた場合は、「処分ではなく保管」にすべきである。
- ・国の責任において、保管をより強固なものとし、当分の間、各市町村において分散保管することが一番いい方法である。
- ・国が、その責任において、保管をより強固なものとし、竜巻等、予測可能な災害に対応すること。
- ・国の責任において、集中管理が出来ない状況にあるので、それまでの間、一時保管とすること。
- ・白紙撤回すること。
- ・放射能を分散してはならない。
- ・指定廃棄物は、日常生活から排出されたもので、原子力発電施設から出る放射性物質とは全く次元が異なると言っていますが、それならば、現在のまま、その場所で飛散を防止する方法を講じたら良いのではないか。
- ・第1原発周辺の放射能濃度の高いところに、5県全て指定廃棄物を集約すべきです。
- ・名水百選である尚仁沢湧水の源である高原山の自然を守りたい。
- ・この町から嫁いだ人たちは、何年経っても高原山のある景色が故郷です。
- ・指定廃棄物は、安全である安全であると言われていますが、安全なら福島に廃棄物処分場を造ってもこれ以上の負担をかけることはないのでは。
- ・最終処分場を5県に造る計画になっているようですが、栃木県、宮城県だけ候補地が選定されていて、どうして他県に候補地が示されないのでしょうか。5県同時に提示されないと納得出来ません。これ以上、日本国を汚染しないでください。
- ・特措法施行から3年が経過し、見直し期間に入った。この間、5県のどこにも建設出来なかった。このことは、原発事故後、急遽つくられた議員立法でありますので、特措法の基本方針を見直すべきである。
- ・結婚して塩谷町に住むことになりました。仕事は町外です。正直、最終処分場が出来た場合、子どものことを考えると引っ越します。
- ・町民の生活基盤の水源地域に最終処分場建設を絶対に認めることは出来ません。万一、処分場が出来たとすると、風評被害、若い人たちを含めた人口流失が尚一層加速化し、財政的にも町の破綻の一途が危惧される。
- ・放射性物質の濃度が30～50年後に減衰することや、放射性物質の処理技術の研究成果を踏まえた上で対応策を考えるべきである。「県内1ヶ所の集中管理が現実には困難なことを考えれば、仮置き場の安全対策を強化し、濃度が減衰するのを待つて対応するのが現実的」であります。
- ・名水百選である尚仁沢湧水の源がある高原山は、自然の宝庫である。その場所に、指定廃棄物最終処分場を建設するのは、愚行である。後世の人々に恨まれることになる。

- ・この豊かな清流を護り育むのは川上に住む私たちの責務であるので、最終処分場の建設は反対である。
- ・水源地に最終処分場を設置すべきではありません。
- ・宮城県と栃木県については、燃焼炉付最終処分場を設置するとのことですが、本県の詳細調査候補地は、高原山の中腹に位置しており、栃木県全体に放射性物質をばらまくこととなります。言語道断の行為で、絶対に反対です。
- ・環境省は、自然や環境を守る省庁だと思って今までは信頼していました。その環境省が自然を壊すことを推進するなんて信じられません。
- ・最近、「最終処分場」という呼び名を「長期管理施設」に変更するという新聞記事が掲載されていましたが、これにはマイナスイメージを薄めようとする狙いがありありです。住民の理解を得たいというニュアンスを汲み取ってと言わんばかりですが、それには、ちょっと無理があると思います。すりガラスをはめて、本質を曇らすような手段は、逆に、住民の反発と不信を強めるだけだと思います。
- ・放射能は線量の低いところから高いところ集めるべきである。福島第一原発を囲むように高い線量のものから順次低い線量になるように廃棄物を積み重ね、線量の低いものが線量の高いものの防御壁になるようにしたら効率的ではないだろうか。（素人の考えだからできるできないの根拠はありませんが、効率が良いと思いますよ。）
- ・風評被害については、環境省は、施設の安全性をPRなどにより、未然に防止する。また、風評被害を出さないことが大事であるといっていますが、前回候補地となった塩田地区（矢板市）では、その候補地の近くのリンゴ農家で風評被害がありました。このことについて、環境省は認識しているのですか。被害額は、どのくらいなのですか。補償したのですか。塩谷町においても、すでに水、米等の風評被害が発生しています。その影響により観光客数にも甚大な影響が出ております。
- ・既に風評被害に遭っている住民の方がおりますが、その補償はどうなるのですか。
- ・風評被害額は、補償してくれるのですか。毎年、補償してくれるのですか。いつまでですか。いつから、補償するのですか。詳細候補地の選定日からですか。時期等を教えてください。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。